



### 消費税増税10%

## 消費税率が10%に引き上げられます!

2019年10月1日から消費税が10%に引き上がります。私たちの毎日の生活に直結する消費税増税。家計への影響が気になっている方も多いのではないでしょうか。しかも今回は、10%に引き上げられるものと軽減税率で実質8%のまま据え置かれるものがありその区別も少し複雑でわかりにくいです。

今回税率が8%から10%に上がることが決まっていますが、生活に必要な物など一部の品目には軽減税率(8%)が適用され、実質10月1日以降にも消費税率の据置が決まっています。軽減税率が適用される品目と、軽減税率の対象外の品目をご紹介します。

### チェックPOINT

#### 軽減税率が適用される品目(8%)

- ・米、野菜、肉、魚、牛乳など
- ・ノンアルコールビール類
- ・ハンバーガーなどのテイクアウト
- ・ピザの宅配
- ・コンビニのお弁当
- ・配達などで定期購読している新聞
- ・ミネラルウォーター
- ・学校給食・有料老人ホームでの食事
- ・客室冷蔵庫内の飲料

#### 軽減税率対象外の品目(10%)

- ・家畜用動物・観賞用魚
- ・お酒
- ・ハンバーガーなどの店内での飲食
- ・ピザの店内での飲食
- ・店内のイートインでの飲食
- ・売店での購入する新聞
- ・水道水
- ・社員食堂・学生食堂
- ・ホテルルームサービス

## 消費税10%増税!2019年10月までに軽減税率で準備すべきもの見極め方

※10月1日より前から契約が継続しているものについては、契約時期や内容によって経過措置として消費税率8%が適用されることになっています。

旅行→2019年10月以降出発の旅行の場合、旅行代金を2014年4月1日から2019年9月までの間に支払う場合、かかる消費税は8%になります。

通信販売→2019年9月以前に購入し、10月以降に受け取る場合2019年3月31日までに販売価格や条件が提示されており、9月30日までに購入申し込みが完了している場合、商品の受け取りが10月1日以降であってもかかる消費税は8%になります。

消費税の増税によって、高所得者層より低所得者層の方が負担を防ぐ為に「日々の生活で幅広い消費者が消費・利活用している物に係る消費税負担を軽減」という考え方にに基づき、特定の品目に対しては軽減税率(8%)が適用されるのです!

## “ムダ支出”を見直し、増税分はカバーしよう!

値段や消費税が上がる前に買っておかないと損してしまう!と駆け込み消費を考える人も多いと思います。慌てずいったん冷静になって家計の事を考えましょう。消費税が上がっても、家賃や健康保険適応の医療費、保険料などには消費税はかかりません。

消費税がかかる支出は光熱費や食費、日用品費など月の生活費の3分の2程度。生活費が毎月30万円かかる家計であれば、約20万円分の支出に消費税がかかります。

現在の8%で消費税は1万6,000円。10%で2万円、差額は4,000円。負担増は4,000円です。焦ってストック買いとすると4,000円では足りなく余計な物まで購入してしまいます。

増税を機に家計の“お金の流れ”を見直し、“貯め体質”になる事が大切かもしれませんね。

### 北本建設からのお知らせ

9~10月に日本へ来襲する台風は、8月に比べると非常に勢力が強く、日本列島には秋雨前線があり、台風の東側と太平洋高気圧の間では南から暖かく湿った空気が前線の活動を活発化させて大雨を降らせるなど、被害が大きくなります。



屋根改修



雨樋



外壁改修

## 実績ある技術と50年の信頼の北本建設にお任せ下さい!

# 9月一粒万倍日7日8日15日20日27日

(いちりゅうまんばいび) 一粒の種が万倍にふえる吉日です。  
そのため諸事成功を願って事始めに用いられます。

〒364-0003 北本市古市場三丁目131番地  
北本建設株式会社 ☎048-591-1234

※耳寄り情報を求めています。  
喜んでお伺いいたします。

担当者 薩美・太田まで